

温泉観光地タイプ別にみる入湯税の運用実態に関する研究

正会員 ○宇土沙希^{*1} 同 姫野由香^{*2} 同 長弘颯太郎^{*1} 準会員 馬場翔太郎^{*3}

7.都市計画—3.市街地変容と都市・地域の再生 観光

温泉観光地 温泉 入湯税

1 研究の背景と目的

我が国は古くから温泉資源が豊富であり、戦後には観光地・歓楽地として発展してきた¹⁾。近年においても温泉地は人気の旅行先であり²⁾、温泉は日本固有の伝統文化である。

しかし、日帰り温泉施設の増加や旅行形態の変化、インバウンドの増加など、温泉観光地を取り巻く環境の変化は著しく、全国各地の温泉観光地において、滞在時間の減少や大型の旅館・ホテルの廃業など様々な問題が生じている³⁾。このようななか、環境省による「新・湯治」(2017年)の取り組みや観光庁による「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」(2022年)をはじめとする温泉地活性化のための取り組みが行われている。

また、温泉地の活性化には、地域の自立的・安定的な観光振興のための財源の確保が必要である⁴⁾。日本では、法定外目的税や協力金など、地域の財源確保に有効な制度が存在する。なかでも、入湯税は既に多くの温泉観光地で導入・運用されている。入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に課す目的税で、4つの用途^{註1)}が定められているが、各用途に充当する割合は市区町村ごとに異なる。また、入湯税の標準税率は150円と定められているが、各市区町村の条例によって税率の変更が可能である。近年では実際に、超過課税により、引き上げ分を観光振興のための財源に充てる自治体もみられる⁵⁾。このように、近年、温泉観光地では入湯税が観光振興のための安定的な財源確保の一つの手段として期待されている⁶⁾。

入湯税に関する既往研究として、梅川ら⁷⁾は、超過課税について、目的の明確化、用途の明確化、観光客の理解、不均一課税の4点に着目し、入湯税の課題と可能性について明らかにしている。また、3つの市町村を対象とした入湯税の観光財源導入についてのケーススタディも行われている。さらに、高橋⁸⁾や塚本⁹⁾による登別市と箱

根町を対象とした入湯税のケーススタディを行ったレポートも確認できる。

しかし、全国の温泉観光地を対象に、温泉観光地の観光需要や入湯税の徴収状況を分析し、入湯税の運用実態について明らかにした研究は確認できない。

全国には様々な温泉観光地が存在しており、観光需要や入湯税の徴収状況などはそれぞれ異なる。そのため、各温泉観光地の観光需要や入湯税の徴収状況による全国的な入湯税の運用実態の傾向を分析することは、入湯税の運用上の課題や、各温泉観光地が用途の充当割合を決定する上で役立つと考える。

そこで本研究では、全国の温泉観光地を対象に、観光入込客数と入湯税収入額の増減率を用いて温泉観光地の類型化を行い、類型ごとに入湯税の用途の公開状況や各用途への充当割合の傾向を明らかにすることを目的とする。

2 研究の対象と方法

本研究では、まず研究対象とする温泉観光地を温泉資源の豊富さ(源泉総数)と温泉施設の充実度(温泉利用宿泊施設数と温泉利用公衆浴場数の合計)に基づいて選定する。次に、選定した温泉観光地の観光需要と入湯税の徴収状況を分析するため、観光入込客数と入湯税収入額の増減率を用いて温泉観光地の類型化を行う(3章)。

その後、温泉観光地の観光需要と入湯税の徴収状況による類型ごとに、入湯税の用途の公開状況や各用途への充当割合を調査し、類型ごとに入湯税の運用実態の傾向を明らかにする(4章)。

3 温泉観光地の類型化

3-1 本研究で対象とする温泉観光地

本研究では、入湯税を課税しており^{註2)}、かつ温泉資源が豊富で温泉施設が充実している市区町村を温泉観光地と定義する。本研究における温泉観光地として、源泉総数、温泉施設数(温泉利用宿泊施設数と温泉利用公衆

表 1 研究対象の整理

章	項目	市区町村数
3章	全国の市区町村	1,747(100%)
	入湯税課税市町村	995(57%)
3-1	温泉観光地	159
3-2	温泉観光地	120
4章	温泉観光地	120

2010年,2019年の入湯税収入額と観光入込客数が収集可能なサンプル

浴場数の合計)がとも平均以上の市区町村を選定した。まず,全国の市区町村における入湯税の課税状況を総務省の「令和4年度市町村決算カード」により調査した(表1)。全国1747市区町村のうち入湯税を課税している市区町村は995市区町村(令和4年度時点)であり,全国の市区町村の約57%であった。

次に,この995市区町村を対象に,各都道府県の「令和4年度温泉利用状況」を用いて,源泉総数,温泉利用宿泊施設数および温泉利用公衆浴場数を調査し,各市区町村が有する温泉資源の豊富さと温泉施設の充実度の評価を行う。それぞれのデータが収集可能であった928市区町村をプロットしたものを図1に示す。図1では,極端な外れ値が存在し,全体的なデータの分布を表現するために,対数スケールを用いた。

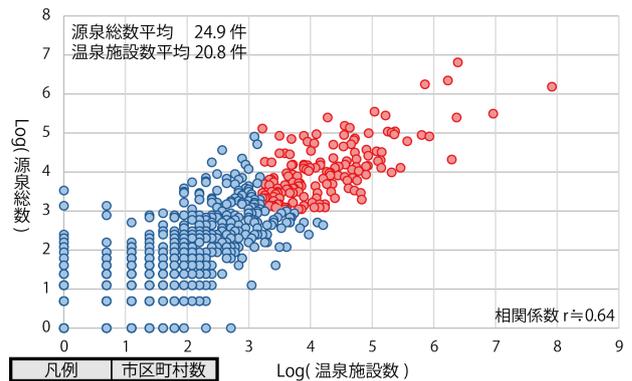
図1より,源泉総数と温泉施設数には相関関係($r=0.64$)があり,源泉総数が多い市区町村ほど温泉施設数が多い傾向にあることが確認できる。

また,源泉総数と温泉施設数の平均は,それぞれ24.9件と20.8件であり,両方が平均以上の市区町村は,全体の約17%(159市区町村)であった。この159市区町村は特に温泉資源が豊富であり,温泉施設が充実している市区町村であるとして本研究の対象とする。

3-2 温泉観光地の観光需要と入湯税の徴収状況

温泉観光地の観光需要と入湯税の徴収状況を分析するために,「観光入込客数の増減率」と「入湯税収入額の増減率」を用いて,温泉観光地の類型化を行う。2010年と2019年^{注3)}の観光入込客数と入湯税収入額を,各都道府県もしくは各市区町村の観光統計と総務省の「令和4年度市町村決算カード」より収集し,2010-2019年の増減率を算出した。研究対象159市区町村のうち,観光入込客数と入湯税収入額のデータが収集可能であった120市区町村をプロットしたものを図2に示す。

図2を見ると,大部分の市区町村が原点付近に分布しており,多くの市区町村では2010-2019年の間に観光入込客数と入湯税収入額に大きな変化が見られなかったことがわかる。また,各タイプに属する市区町村の数に,極端な偏りは確認できなかった。



凡例	市区町村数
● 平均以上	159(17%)
● 平均未満	769(83%)
計	928(100%)

温泉施設数 = 温泉利用宿泊施設数 + 温泉利用公衆浴場数

図1 源泉総数と温泉施設数の分布

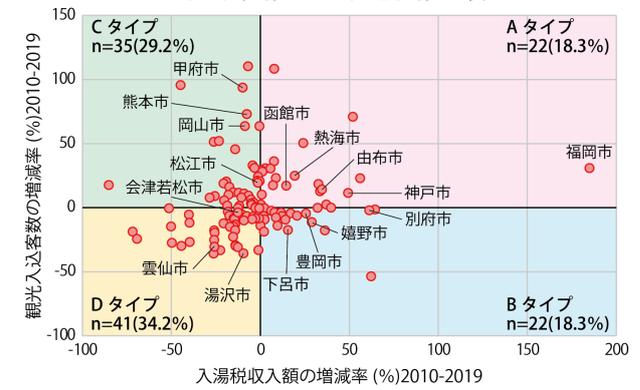


図2 温泉観光地の類型化

表2 各タイプの指標の平均値

	[Aタイプ] 観光入込客数 増 入湯税収入額 増	[Bタイプ] 観光入込客数 減 入湯税収入額 増	[Cタイプ] 観光入込客数 増 入湯税収入額 減	[Dタイプ] 観光入込客数 減 入湯税収入額 減	全温泉 観光地
市区町村数	22	22	35	41	120
人口(人)	298,449	166,821	296,214	88,051	201,779
源泉総数(件)	163	206	79	113	129
温泉施設数(件)	137	89	67	88	91
温泉以外の 観光資源数(件)	5.18	3.86	6.23	3.63	4.72

赤字:各指標で最も高い値 青字:各指標で最も低い値

次に,各タイプに属する市区町村の特徴を考察するために,各市区町村の人口^{注4)},源泉総数,温泉施設数,温泉以外の観光資源数^{注5)}を調査し,タイプごとにそれらの平均値を算出した(表2)。図2および表2を用いて,各タイプに属する市区町村の特徴について考察する。

【Aタイプ】観光入込客数と入湯税収入額がともに増加した市区町村であり,熱海市,函館市などの22市区町村がこのタイプに該当する。Aタイプは,人口と温泉施設数の平均値が最大であり,温泉以外の観光資源数の平均値も全温泉観光地の平均以上である。よってAタイプの市区町村は,温泉を含め観光資源が豊富であることが,観光入込客数と入湯税収入額の増加の要因であると考えられる。

【Bタイプ】入湯税収入額が増加し,観光入込客数が減少した市区町村であり,別府市,豊岡市などの22市区町

村が該当する。B タイプは、源泉総数の平均値が最大であり、温泉施設数も一定数を有する。一方で、温泉以外の観光資源数は全温泉観光地の平均より低い。よって B タイプの市区町村は、温泉を主要な観光資源とする温泉観光地であることが考えられる。また、市区町村内の温泉施設数が増加したことや入湯税の超過課税導入(別府市:2019年4月)などが入湯税収入額の増加の要因であると考えられる。

【C タイプ】観光入込客数が増加し、入湯税収入額が減少した市区町村であり、岡山市、松江市などの 35 市区町村が該当する。C タイプは、源泉総数と温泉施設数の平均値が他のタイプに比べて最も低く、温泉以外の観光資源数の平均値が最も高い。よって、C タイプの市区町村は、立ち寄り型の温泉観光地であることが考えられる。また、温泉以外の観光資源の活用に取り組んでいる可能性も考えられる。

【D タイプ】観光入込客数と入湯税収入額がともに減少した市区町村であり、会津若松市、雲仙市などの 41 市区町村が該当する。D タイプは、人口と温泉以外の観光資源数の平均値が最も低い。また、D タイプに該当する市区町村は全体の約 34%(41 市町村)で、4 タイプの中で最大である。よって D タイプには、人口規模が小さく、温泉を主要な観光資源としている市区町村が多く属しており、そのような市区町村では観光入込客数と入湯税収入額が減少傾向にあることが考えられる。

以上より、観光入込客数が増加している市区町村(A・C タイプ)は、人口規模が大きく、温泉以外にも観光資源を比較的多く有する複合的な温泉観光地であることが考えられる。また、入湯税収入額が増加している市区町村(A・B タイプ)は、源泉が豊富で、温泉施設も充実している。つまり、温泉資源が豊富で温泉施設が充実している

市区町村において、入湯税収入額は増加する傾向にあることが確認できた。

4 温泉観光地の類型ごとの入湯税の運用実態

前章で示した温泉観光地の類型ごとに、入湯税の運用実態を把握するため、各市区町村の HP の情報を用いて、入湯税の用途の公開状況および各用途への充当割合を調査した。類型ごとの入湯税の運用実態の概要を表 3 に示す。

全体の傾向として、入湯税の用途を公開していた市区町村は 120 市区町村のうち 63 市区町村であり、全体の約半数にとどまった。2015 年に行われた既往研究⁷⁾でも、入湯税の用途の明確化は課題とされている。しかし、温泉資源が豊富で温泉施設が充実している温泉観光地においても、半数程度の市区町村で現在でも入湯税の詳細な用途が非公開であることから、用途の明確化は依然として重要な課題である。

また、全温泉観光地の各用途への充当割合をみると、観光の振興への充当割合の平均値は 73.2%であり、多くの温泉観光地で入湯税が観光振興の財源として活用されていることが明らかとなった。

次に、各タイプの入湯税の運用実態の特徴を考察する。

【A タイプ】入湯税収入額の平均値が最も高く、環境衛生施設の整備や消防施設その他消防活動に必要な設備の整備などの観光の振興以外に入湯税を充当している割合が全タイプの中で最も高い。A タイプの市区町村は、観光入込客数と入湯税収入額の増加によって、財源が確保できているため、観光の振興よりも観光客の受け入れ環境の整備や防災のために充当していることがわかる。

【B タイプ】用途を公開している市区町村の割合が 68.2%で全タイプの中で最も高い。また、入湯税の観光の振興への充当割合は 77.9%であり、D タイプと同程度

		【Aタイプ】 観光入込客数 増 入湯税収入額 増	【Bタイプ】 観光入込客数 減 入湯税収入額 増	【Cタイプ】 観光入込客数 増 入湯税収入額 減	【Dタイプ】 観光入込客数 減 入湯税収入額 減	全温泉観光地
該当市区町村数		22	22	35	41	120
超過課税導入市区町村数		2	1	2	0	5
用途を公開している市区町村数		11(50.0%)	15(68.2%)	15(42.9%)	22(53.7%)	63(52.5%)
各用途への 充当割合(平均)	環境衛生施設の整備	11.4%	3.2%	3.6%	0.3%	1.7%
	鉱泉源の保護管理施設の整備	0.9%	9.6%	14.9%	13.7%	12.6%
	消防施設その他消防活動に必要な施設の整備	24.7%	0.4%	11.1%	2.3%	1.1%
	観光の振興(観光施設の整備を含む)	63.0%	77.9%	70.4%	77.1%	73.2%
	基金化				6.6%	11.4%
入湯税収入額(千円)	各タイプの平均値	129,865	95,751	71,030	63,153	83,657
	最大値	464,746	465,010	387,698	620,737	620,737
	最小値	11,980	12,559	44	1,735	44

である。Bタイプに該当する市区町村は入湯税収入額が増加し、観光入込客数が減少した市区町村であるため、観光入込客数を増やすために入湯税の多くを観光の振興に充当する傾向がみてとれる。

【Cタイプ】全タイプの中で使途を公開している市区町村の割合が42.9%と最も低い。また、入湯税収入額の最大値、最小値がともに他のタイプと比較して最も低いことから、源泉総数と温泉施設数が一定数以上(全国の上位17%)ではあるものの、温泉を主要な観光資源とする市区町村は少ないことが考えられる。

【Dタイプ】Bタイプと同様に観光入込客数が減少しているDタイプでは、他のタイプと比較して入湯税を観光の振興に多く充当する(77.1%)傾向がみられる。また、鉱泉源の保護管理施設の整備に入湯税を充当する割合が全タイプの中で最も高く(2.3%)、市区町村の鉱泉源の保護管理に入湯税を利用している市区町村が多いことがわかる。

以上より、温泉観光地における入湯税の各使途への充当割合は、主に観光の振興に集中しており、特に観光入込客数が減少した市区町村(B・Dタイプ)でその傾向が顕著であった。一方で、観光入込客数と入湯税収入額がともに増加した市区町村(Aタイプ)では、観光の振興よりも観光客の受け入れ環境の整備や防災のために充当するといった異なる傾向も確認できた。

5 総括

本研究では、観光入込客数と入湯税収入額の増減率を用いて全国の温泉観光地の類型化を行い、温泉観光地の観光需要と入湯税の徴収状況を分析した。その結果、観光入込客数が増加している市区町村は、人口規模が大きく、温泉以外の観光資源も比較的多く有する複合的な温泉観光地であることがわかった。また、温泉資源が豊富で温泉施設が充実している市区町村において、入湯税収入額は増加する傾向にあることが確認できた。

次に、温泉観光地の類型ごとに、入湯税の使途の公開状況や各使途への充当割合を調査したところ、120市区町村のうち、入湯税の使途を公開していたのは63市区町村にとどまっていた。つまり、現在においても入湯税の使途の明確化は依然として重要な課題であることが

わかった。

また、温泉観光地における入湯税の各使途への充当割合は、主に観光の振興に集中しており、特に観光入込客数が減少した市区町村において、観光需要の回復のために入湯税を観光の振興に多く充当していることがわかった。一方で、観光入込客数と入湯税収入額がともに増加した市区町村では、観光の振興よりも観光客の受け入れ環境の整備や防災のために充当するといった異なる傾向も確認できた。

本研究は全国的な入湯税の運用実態の傾向を明らかにした一方で、自治体ごとの詳細な入湯税の運用状況や効果についての分析は行っていない。今後は、入湯税の徴収状況や各使途への充当割合の推移と、観光入込客数、源泉総数、温泉施設数などの推移を比較分析することで、入湯税の徴収状況や各使途への充当割合に影響を与える要因を考察することを課題とする。

【注釈】

- 注1) 入湯税の使途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てることとされている。
- 注2) 入湯税は鉱泉浴場所在の市区町村において課することができる目的税であり、豊富な温泉資源を有する市区町村の多くが入湯税を課税していると考えられることから研究対象とする温泉観光地を選定する際に用いた。
- 注3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない2019年とその10年前の2010年を調査対象年度とした。
- 注4) 人口データは、令和2年国勢調査より収集した。
- 注5) 温泉以外の観光資源数とは、公益財団法人日本交通公社が公開している観光資源台帳に記載された観光資源のうち、温泉を除いた観光資源の数のことをいう。

【参考文献】

- 1) 環境省(2017.7)「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言～「新・湯治 -ONSEN stay」の推進～」<https://www.env.go.jp/content/900509752.pdf>(2024年11月19日最終閲覧)
- 2) 公益財団法人日本交通公社(2023)「日本人の旅行に対する意識」旅行年報2023, pp.40 https://www.jtb.or.jp/book/wpcontent/uploads/sites/4/2023/10/nenpo2023_1-4.pdf(2024年12月6日最終閲覧)
- 3) 観光庁(2021.11)「観光を取り巻く現状及び課題等について」https://www.mlit.go.jp/kankochoseisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/kankosangyokakushin/saiseishien/content/001461732.pdf(2024年12月6日最終閲覧)
- 4) 公益社団法人日本交通公社(2018)「インバウンド時代の観光振興財源」観光文化, 238号, pp.43-49 <https://www.jtb.or.jp/book/tourism-culture/tourism-culture-238finance/>(2024年12月6日最終閲覧)
- 5) 総務省(2023)「超過課税の状況」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/seido/149767_25.html(2024年11月19日最終閲覧)
- 6) 温泉まちづくり研究会(2011.5)「温泉まちづくりの課題と解決策～提言集～」<https://onmachi.org/wp-content/uploads/2019/05/温泉まちづくりの課題と解決策～提言集.pdf>(2024年12月6日最終閲覧)
- 7) 梅川智也, 吉澤清良, 福永香織(2015.9)「温泉地における安定的なまちづくり財源に関する研究—入湯税を中心として—」日本観光研究学会機関誌, Vol.27, No.1, pp.91-100
- 8) 高橋祐次(2021.3)「地方自治体における入湯税の取組みの一考察～北海道登別市・登別温泉の事例を中心に～」東洋大学大学院紀要, 57巻, pp.67-84
- 9) 塚本正文(2021.3)「箱根町の観光政策と入湯税に関する研究」環境創造, 27, pp.1-15

*1 大分大学大学院工学研究科博士前期課程 大学院生
*2 大分大学理工学部理工学科建築学プログラム・准教授 博士(工学)
*3 大分大学理工学部創生理工学科建築学コース 学部生

*1 Graduate Student, Oita Univ.
*2 Associate Professor, Faculty of Science and Technology, Oita Univ., Ph.D
*3 Undergraduate Student, Oita Univ.